

給与支払報告書（源泉徴収票）の『住宅借入金等特別控除区分』の記載について

「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」の証明書欄は、居住開始日より表示が異なります。**A**・**B**を確認のうえ記載してください。

控除申告書・証明書の区分表示箇所

【居住開始が令和4年1月1日以後の場合】

【居住開始が平成31年1月1日以後の場合】

【居住開始が平成30年12月31日以前の場合】

Aの表示	Bの表示	『住宅借入金等特別控除区分』の記載
(○年中居住者用)	○年○月○日	住
	○年○月○日 (特定)	住 (特)
	○年○月○日 (特別特定)	住 (特特)
	○年○月○日 (特例特別特例)	住 (特特特)
(○年中居住者・特例居住用家屋用)	○年○月○日 (特別特定)	住 (特家) (特特)
	○年○月○日 (特例特別特例)	住 (特家) (特特特)
(○年中居住者・認定住宅(等)用)	○年○月○日	認
	○年○月○日 (特定)	認 (特)
	○年○月○日 (特別特定)	認 (特特)
	○年○月○日 (特例特別特例)	認 (特特特)
(○年中居住者・認定住宅等(特例認定住宅等)用)	○年○月○日 (特別特定)	認 (特家) (特特)
	○年○月○日 (特例特別特例)	認 (特家) (特特特)

※ **A**欄の表示が「特定増改築等住宅借入金等特別控除用」となっている場合には、住宅借入金等特別控除区分の記載方法が異なりますので、国税庁のホームページを確認のうえ記載してください。

※記載を誤ると正しく課税ができないためご注意ください。

その他の項目も、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ(令和5年分)」などをご確認ください。